

障 発 0 4 2 3 第 2 号  
平成 30 年 4 月 23 日

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「障害児施設における心理指導担当職員配置加算及び看護師配置加算について」  
の一部改正について

障害保健福祉行政の推進につきまして、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「障害児施設における心理指導担当職員配置加算及び看護師配置加算について」（平成 22 年 1 月 28 日障発 0128 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のとおり改正しますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段のご配慮をお願いします。

記

障害児施設における心理指導担当職員配置加算及び看護師配置加算について（平成 22 年 1 月 28 日障発 0128 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙のとおり改正する。